

尾張旭市選挙管理委員会（平成30年第1回）会議録

- 1 開催日時
平成30年3月1日（木）
開会 午前10時
閉会 午前10時33分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 201会議室
- 3 出席委員
委員長 玉置民夫
委員 日比野美次、森賀則、加藤隆広
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、次長兼係長 矢野嘉通、書記 永谷尚子、三浦一輝
- 7 議題
第1号議案 選挙人名簿の登録について
第2号議案 選挙人名簿の登録の抹消について
第3号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について
第4号議案 在外選挙人名簿の登録について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから平成30年第1回選挙管理委員会を開催いたします。 本日は、3月の定時登録及び在外選挙人名簿の議案、計4件でございます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。 それでは、委員長お願いいたします。
委員長	改めましておはようございます。

	<p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、「会議録について」でございます。前回の会議録につきまして、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>それでは前回の会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、3月の定時登録に関する第1号議案、第2号議案でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第1号議案、第2号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第1号議案の「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する方を同日に登録しなければならないとされており、本日は3月の定時登録を行おうとするものでございます。</p> <p>それでは、裏面の「平成30年3月1日定時登録業務」をご覧ください。今回の登録は、平成29年12月1日に行いました定時登録以降の該当者について行うものでございます。</p> <p>まず、被登録資格につきましては、同法第21条により、年齢要件として、年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に登録されている方となっております。</p>

	<p>このため、今回新規に登録される方は、年齢要件としましては、平成11年12月3日から平成12年3月2日までの出生者、住所要件としましては、平成29年9月2日から平成29年12月1日までの転入者ということになります。</p> <p>次に第2号議案の「選挙人名簿の登録の抹消について」でございます。公職選挙法第28条の規定により、選挙人名簿の登録者について抹消しなければならない事由に該当するに至った方を、名簿から抹消するものでございます。</p> <p>それでは、裏面の「登録の抹消」をご覧ください。今回の抹消は、平成29年12月1日の登録の抹消以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。</p> <p>このため、今回抹消される方は、平成29年12月1日から平成30年2月28日までの死亡者又は国籍喪失者と、平成29年8月1日から平成29年10月31日までの市外への転出者でございます。</p> <p>次に、本日配布させていただいた定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。</p> <p>また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>第1号議案及び第2号議案の説明については以上でございます。</p> <p>それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、ご確認をお願いいたします。</p>
	<p>(名簿確認)</p>

委員長	<p>では、第1号議案及び第2号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第1号議案及び第2号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第1号議案及び第2号議案は可決されました。 続きまして、在外選挙人名簿に関する第3号議案、第4号議案でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、まず第3号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。 公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を喪失したとき、又は国内の市町村に転入して4か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p>

	<p>このため、抹消される方は、平成29年8月1日から平成29年10月31日までに国内の市町村において住民票が新たに作成された方でございます。</p> <p>このことにつきまして、1名の方が、国内の市町村に住民票が新たに作成されて4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>次に、第4号議案「在外選挙人名簿の登録について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の6第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、1名の方から登録申請があり、それぞれ最終住所地と本籍地を確認しましたところ、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有すると認められましたので、名簿に登録しようとするものでございます。</p> <p>また、参考としまして、在外選挙人の登録を行いました直前の平成29年12月1日時点の登録者数、今回、平成30年3月1日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体では、今回登録する1名の方が増え、1名の方が減りますので、39名の方が在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> <p>第3号議案及び第4号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第3号議案及び第4号議案について、何かご質問等がございますか。</p>

	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第3号議案及び第4号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	全員挙手（原案可決）
委員長	第3号議案及び第4号議案は可決されました。 本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他ということ ことで事務局から何かありますか。
事務局	○ 市内3小学校及び旭野高等学校での出前トークの実施について の報告 ・旭丘小学校（平成29年12月13日（水）） 6年生3クラス83名を対象に選挙の話、投票所の説明、 模擬投票を実施した。 ・旭野高等学校（平成30年2月5日（月）） 2年生10クラス380名を対象に選挙の話、投票所の説 明、選挙クイズを実施した。 ・東栄小学校（平成30年2月8日（木）） 6年生3クラス94名を対象に選挙の話、投票所の説明、 模擬投票を実施した。 ・瑞鳳小学校（平成30年2月21日（水））

	<p>6年生2クラス70名を対象に選挙の話、投票所の説明、模擬投票を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校で出前トーク終了後に行ったアンケート結果について報告した。 <p>○ 新成人の集いでの啓発活動についての報告</p> <p>平成30年1月7日（日）旭中校区の新成人の集いの会場で、選挙への意識向上を図るため啓発チラシを配布し、また、新成人に写真を拡散してもらうように、啓発看板と一緒にあさびーと記念撮影をしてもらった旨を報告した。</p> <p>○ 明るい選挙啓発ポスターコンクール応募作品の展示についての報告</p> <p>平成30年1月22日（月）から2月2日（金）まで市役所1階ロビーで、市内6校の小学校から47点、2校の中学校から2点、計49点の応募があり、展示を行った旨を報告した。</p> <p>○ 平成30年度の選挙管理委員会予定について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の全国市区選挙管理委員会連合会定期総会等の日程及び出席者等について ・平成30年度選挙管理委員会の日程等について <p>○ 次回日程（予定）</p> <p>平成30年6月1日（金） 午前10時から 於：201会議室</p>
委員長	<p>本日の議題は、これですべて終了いたしましたので選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>